

県内企業未来共創チャレンジ支援プログラム実施要領

1 目的

この要領は、県内企業未来共創チャレンジ支援プログラム（以下「本プログラム」という。）において、外部との共創により経営革新又は新事業創出に取り組むモデル企業（以下「モデル企業」という。）の募集、選定及び支援に関し、必要な事項を定めるものである。

2 実施主体

公益財団法人あきた企業活性化センター（以下、「センター」という。）

3 応募資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者が応募できる。

- (1) 秋田県内に事業所を有すること。
- (2) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であって、みなし大企業※に該当しないこと。

※「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する者を言う。

- ・発行済み株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有するもの。
- ・発行済み株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業で所有するもの。
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めるもの。

- (3) 代表者又はこれに準ずる者（後継者を含む。）が、応募及び選考に参加できること。
- (4) 令和 10 年度まで継続して本事業に参加する意思を有すること。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 秋田県暴力団排除条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係である者に該当せず、かつ、これらと関係を有しないこと。

4 対象者

センターは、次に掲げるすべてに該当する県内企業をモデル企業として選定する。

- (1) 経営者自身が、自社を将来どのような姿にしたいかという方向性を有し、又はこれを言語化しようとしていること。
- (2) 自社の強みを有し、自らの発意により次の挑戦に踏み出そうとしていること。
- (3) 顧客基盤、現場のノウハウ、技術、信用、販路その他の経営資源を有し、これを連携先に

開いて共有する意思があること。

- (4) 経営者又は経営層が本事業に主体的に関与し、担当者からの参画にとどまらないこと。経営者又は経営層が自ら打合せに出席し、意思決定を行うことを前提とする。
- (5) 令和10年度までの3か年にわたり、社内に推進体制（担当者の配置等）を置くことができること。
- (6) 応募の時点で、特定の相手方との協業が既に決定していないこと。本事業は、連携先の探索から支援するものである。

5 対象事業

(1) 対象となる事業

自社の経営資源と外部の技術・アイデア等を組み合わせ、2者以上の事業者等の協業により取り組む次のいずれかの事業とする。業種及び技術分野は限定しない。

ア 新事業の開発・推進

自社の強みと外部の技術・アイデア等を組み合わせ、新たな製品、サービス又は事業を創出する取組

イ 事業モデルの転換

外部との連携により、自社の提供価値そのものを作り替える取組

(2) 対象としない事業

ア 単に既製の設備、システム又はソフトウェアの導入にとどまるもの（外部との共創に当たらないため）。

イ 自社単独で完結する研究開発、設備投資又は業務改善。

ウ 連携先が自社の関連会社又は代表者の親族が経営する会社であるなど、実質的に自社内で完結するもの。

エ 法令に適合しないもの又は公序良俗に反するもの。

6 採択方法

(1) 募集期間及び採択数

ア 募集期間 令和8年10月13日から令和8年11月10日まで

イ 採択数 3社程度

ウ 応募の状況により、募集期間を延長し、又は追加募集を行うことがある。

(2) 応募方法及び提出書類

- ア 応募申請書（様式第 1 号）
- イ 事業計画書（様式第 2 号）
- ウ 履歴事項全部証明書の写し
- エ 直近の決算書の写し
- オ 会社概要が分かる資料（任意様式）

事業計画書には、次の事項を記載する。

- ① 自社の強み及び外部に提供できる経営資源
- ② 企業の現状について
- ③ 本事業を通じて実現したい姿
- ④ 社内の推進体制
- ⑤ その他必要となる事項

(3) 選考方法

センターが指定する者による書類選考により行うこととし、必要に応じてヒアリングを実施する。ヒアリングを実施する場合は、選考前に通知する。

- ア 選考に必要な範囲で、応募者に対し追加の資料の提出又は説明を求めることがある。
- イ 応募者の数が採択数と一致、または下回る場合であっても、4 に定める要件に該当しないと認めるときなど本プログラムに適切ではないと判断したときは、選定しないことがある。

(4) 審査の観点

審査の観点及び配点は、別紙 1 のとおりとする。

(5) 審査結果の通知等

- ア 選考の結果は、応募者に文書により通知する。
- イ 審査の経過及び選考結果の内容に関する問合せには応じない。
- ウ モデル企業の企業名及び取組の概要は、企業の同意を得たうえで公表する。
- エ 採択に至らなかった応募者に対しても、本事業のイベント等の案内、センターが実施する他の支援制度の案内その他の支援を継続して行う。

(6) 採択の取消し等

次のいずれかに該当するときは、採択を取り消すことがある。この場合その他欠員が生じた場合は、審査結果に基づき次順位の応募者を繰り上げて採択することがある。

- ア モデル企業から辞退の申出があったとき。
- イ 応募書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。
- ウ 3に定める応募資格を満たさなくなったとき。
- エ 正当な理由なく7(4)に定める事項に取り組まないとき。

7 支援内容

(1) 支援の全体像

モデル企業は、本事業の期間を通じて、次に掲げる支援を受けることができる。

年度	このフェーズでやること	受けられる支援
令和8年度	テーマの決定	・ 経営状況の確認及び経営課題の整理 ・ 課題解決方針の協議・検討及び具体化 ・ 事業成長プラン／シナリオの作成支援 ・ スタートアップ等との連携に向けた「共創テーマ」の整理 ・ 本プログラムで実施する実証事業プランの検討
令和9年度	実証事業	・ 実証事業の共創パートナー（県内プレイヤー）の協議・打診 ・ 連携候補となるスタートアップ等の検討 ・ 共創パートナー（県内外のスタートアップ、企業、大学、研究機関等）の探索及びマッチング ・ 連携事業計画の策定支援 ・ 県内における実証事業の推進支援
令和10年度	実装事業	・ 社会実装に向けた本格的な導入プランの整理 ・ 顧客開発、販路開拓、資金計画の全般支援

(2) 実証事業及び社会実装のための助成制度（予定）

令和9年度以降、モデル企業が県内で実施する実証事業及び実装に要する経費に対する助成制度の創設を予定している。ただし、当該制度の実施の可否については、令和9年3月上旬に決定する予定である。当該制度が実施されることとなった場合の想定される助成対象経費については、別紙において示す。

(3) 費用負担

7(1)に係る費用は無料とする。ただし、モデル企業が本プログラムに寄らない自社の判断により支出する経費（自社の人件費、旅費、試作に要する費用等）は、モデル企業の負担とする。

(4) モデル企業に取り組んでいただくこと

モデル企業は、支援を受けるに当たり、次の事項に取り組むものとする。

- ア 経営者又は経営層が、原則としてすべての打合せ及びヒアリングに出席又はこれに準じた体制を整備すること。
- イ 定期的な打合せ（月1回程度を想定）に応じ、検討に必要な時間を確保すること。
- ウ 共創テーマの検討に必要な範囲で、自社の経営情報及び経営資源をセンターに開示すること。
- エ 取組の状況及び成果について、センターの求めに応じて報告すること。
- オ 本事業の広報（イベントにおける事例紹介、取材、写真撮影、成果の公表等）に協力すること。
- カ 令和9年度以降も継続して本事業に取り組むこと。

8 その他

(1) 秘密保持

センターは、本事業の実施により知り得たモデル企業の情報を、モデル企業の同意を得ずに第三者に開示しない。本事業の終了後も同様とする。

(2) 知的財産権

- ア モデル企業が本事業への参加前から有する知的財産権は、引き続きモデル企業に帰属する。
- イ 本事業の成果としてセンターが作成する報告書、事例集その他の資料に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、センターに帰属する。
- ウ モデル企業と連携先との連携により生じる知的財産権の取扱いは、当事者間の協議により定める。

(3) 個人情報の取扱い

本事業において取得した個人情報は、次の目的の範囲内で利用し、これ以外の目的には利用しない。

- ア 応募内容の審査、選考及び事業の管理
- イ 本事業に係る事務連絡、資料の送付及び効果分析
- ウ センター及び秋田県が実施する支援事業等の情報提供

(4) 留意事項

- ア 連携先とのマッチングは令和９年度以降に実施する予定であり、令和８年度中に連携先が決定するものではない。また、マッチングの成立を保証するものではない。
- イ 実証事業及び実装のための助成は、７(２)のとおり予定であり、内容は未定である。
- ウ 本事業は、予算の状況その他やむを得ない事由により、事業の内容を変更し、又は中止することがある。
- エ この要領の内容は、事業の進捗及び関係機関との協議により変更することがある。変更した場合は、モデル企業に速やかに通知する。

(5) 問合せ先

公益財団法人あきた企業活性化センター 新事業・設備支援課

電 話：018-860-5702

メール：sinjigyo@bic-akita.or.jp

附 則

この要領は、令和８年１０月１３日から施行する。

別紙1 審査の観点及び配点

審査は、次の5項目により100点満点で評価する。

観点	配点	見るポイント
① 経営者の意思と コミットメント	25 点	・ 経営者自身の言葉で、何に挑戦したいかが語られているか ・ 3か年にわたり自ら関与する意思が示されているか ・ 取組を担当者任せにしていないか
② 課題・目指すゴールの 明確さ	20 点	・ 課題が自社の事業に即して具体的に把握されているか ・ 課題設定が自社起点であり、外部に委ねられていないか ・ 抽象的な願望にとどまっていないか ・ 経済的又は社会的インパクト、ロールモデルになりうるなどの目指すゴールの高さはあるか
③ 連携先から見た 組む価値	25 点	・ 顧客基盤、現場、データ、販路、ブランド等、連携先から見て組む価値のある資源を有しているか ・ その資源を外部に開く意思があるか ・ 連携先を迎える体制と姿勢が具体的に示されているか
④ 経営基盤・実行体制	15 点	・ 社内に推進体制を置くことができるか（財務基盤・体制基盤） ・ 検討及び実証に必要な時間・人員を確保できるか
⑤ モデル性・波及性	15 点	・ 取組が県内の他の企業の参考となるか ・ 業種内又は地域内への横展開が期待できるか

【評価に当たっての考え方】

- ・ 事業計画としての完成度は問わない。本事業は共創テーマの作成から支援するものであり、着想段階の応募も対象とする。
- ・ ③は、令和9年度のマッチングの成否を左右する観点である。連携先は、モデル企業の課題ではなく、モデル企業が提供する経営資源と受け入れ姿勢に価値を見出して参画する。このため、課題の深刻さではなく、組む相手から見た魅力を評価する。
- ・ 4に定める対象者としての要件を満たさないと認められる場合は、合計点にかかわらず選定しない。

別紙参考 想定される助成対象経費

助成対象経費

旅費	現地調査、打ち合わせ、会議、実証事業等の国内出張に要する経費
会議費	打ち合わせ、会議等の開催等に要する経費
設備備品費	実証事業に要する機械設備や備品をレンタルする場合に要する費用
外注・委託費	開発設計、プロダクト開発等の実証事業に要する経費
通信運搬費	物品等の運搬費、データ通信費等に要する経費
その他諸経費	その他、理事長が必要と認める経費

※助成対象外経費

- ・ 必要な経理書類（見積書、契約書、納品書、請求書、領収証等）に不備があるもの
- ・ 補助対象期間外に、発注・購入・納品・支払い等が行われたもの
- ・ 補助対象期間内に使用しない予備用・将来用のものに係る経費
- ・ 消費税、地方消費税、その他諸税、収入印紙代、保険料、振込手数料、敷金・権利金
- ・ 直接人件費、飲食代、交際費、その他経常的経費
- ・ 汎用品や本事業の充当分を特定できない経費
- ・ 上記のほか、資金の用途として社会通念上不適切な経費

なお、各経費の考え方については、助成制度の実施が決定されたのちに、別に定めるものとする。